

瑞穂市地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 もとす広域連合が設置し、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会が受託運営する瑞穂市地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の適正な展開に資することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 職員は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。

2 指定介護予防支援及び介護予防マネジメント事業の提供にあたっては、できる限り要介護にならないよう介護予防サービスやその他の保健福祉サービス等を適切に確保できるようその調整に努める。

3 指定介護予防支援及び介護予防マネジメント事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

5 包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、関係機関や地域とのネットワーク作りに努める。

6 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

7 自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 瑞穂市地域包括支援センター
- (2) 所在地 岐阜県瑞穂市別府1283番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) センター長 1名
センターの事務・事業の総括的な管理、および人事の管理。
- (2) 管理者 1名
指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの総括的な管理。
- (3) 主任介護支援専門員 2名以上
- (4) 保健師・看護師 2名以上
- (5) 社会福祉士 2名以上
- (6) 介護支援専門員 1名以上
- (7) 事務職員 1名

2 前項第3号から第7号に係る職員は、第2条の運営方針を遵守し必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時15分までとする。ただし、緊急時は電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(主な事業内容)

第6条 センターは、包括的支援事業等として次に掲げる事業を行う。

- (1) 総合相談支援事業
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- (3) 指定介護予防支援及び介護予防マネジメント事業
- (4) 権利擁護事業
- (5) その他、もとす広域連合及び瑞穂市が必要と認める事業

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容)

第7条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

(2) 職員は、利用者の介護予防サービス・支援計画表(以下「介護予防ケアプラン」という。)原案を作成する。

(3) 職員は、介護予防ケアプラン原案の作成にあたり、利用者及びその家族に対して、指定介護予防サービス事業者の名簿を提示し、合わせて、そのサービス内容や利用料金等の情報を提供し、利用者が選択しやすい環境を整える。

(4) 職員は、介護予防ケアプラン原案の作成にあたり、利用者の有する身体的及び精神的な能力を把握し、かつ利用者が現に抱える問題点を明らかにし、その実態を正確に把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

(5) 職員は、介護予防ケアプラン原案に基づき、その案で想定した各介護予防サービス事業者及び利用者との連絡調整のための会議を招集し、その会議を以って原案を成案とさせる。

(6) 職員は、成案を利用者及びその家族に提示し、特に、サービスの種類や内容、利用料金等について、詳細に説明した上で、最終的に書面にて合意を得る。

2 介護予防ケアプランの実施状況の把握と評価については、次のとおりとする。

(1) 職員は、利用者及びその家族、また各介護予防サービス事業者と定期的に連絡を取り合い、その実態を把握する。

(2) 前号により、実態を把握・評価した後、必要に応じて介護予防ケアプランの変更を行う。

(3) 介護予防ケアプランに位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

3 職員は、利用者の要支援・要介護認定の申請の代理について、これを行う。

4 施設情報の提供については、次のとおり行う。

- (1) 職員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難となったと認める場合または利用者が介護保険施設等の施設に入所を希望する場合には、利用者及びその家族に必要な施設の情報を提供する。
- (2) 職員は、介護保険施設等から退所しようとする要支援者・要介護者から依頼があったときは、円滑に居宅におけるサービスが行われるように、必要な情報提供を行う。

(指定介護予防支援及び介護予防マネジメント事業の委託)

第8条 センターが指定介護予防支援及び介護予防マネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 委託に当たっては、瑞穂市地域包括支援センター運営協議会の承認を経るものとする。
- (2) 委託する指定居宅介護支援事業者は、介護予防マネジメント業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者とする。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、第2条の規定を遵守させなければならないものとする。

(利用契約)

第9条 センターが介護予防マネジメントを行うに当たっては、利用者と介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用契約書を締結しなければならない。

(通常の実業の実施地域)

第10条 実施地域は、瑞穂市内とする。

(事故発生時の対応)

第11条 職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、瑞穂市、もとす広域連合、利用者の家族等に連絡を

行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 センターは、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 センターは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情対応)

- 第12条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 センターは、提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関し、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定により瑞穂市又はもとす広域連合が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、質問若しくは照会に応じるものとする。また、瑞穂市又はもとす広域連合から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 センターは、提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密の保持)

- 第13条 センターは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月通知）」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 センターが得た利用者又はその家族の個人情報については、介護

サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 センターは、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供中に、担当職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを瑞穂市に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 センターは、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 センターは、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を

図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 センターは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第17条 センターにおいて感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

（2）センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）センターにおいて、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（職場におけるハラスメントの防止）

第18条 センターは、適切な事業を提供確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第19条 センターは、職員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3か月以内

（2）継続研修 年1回以上

(施行期日)

1 この規程は、令和6年3月21日から施行する。

(社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会指定介護予防支援事業所運営規程の廃止)

2 社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会指定介護予防支援事業所運営規程は、廃止する。